

ナンバープレート記念所蔵を希望される方へ

一般社団法人函館地区自家用自動車協会

運輸支局において住所変更、名義変更、抹消又はナンバープレートの交換申請等の手続きを行う際、それまで車両に取り付けられていたナンバープレートに穴を開け記念に所持することができます。

函館地区自家用自動車協会では、有料にて、ナンバープレートへの穴開けを承っておりますので、ナンバープレートの返納を伴う手続きに運輸支局等へ来所された際は、登録手続きの前に協会窓口へ申し出ください。

《費用》

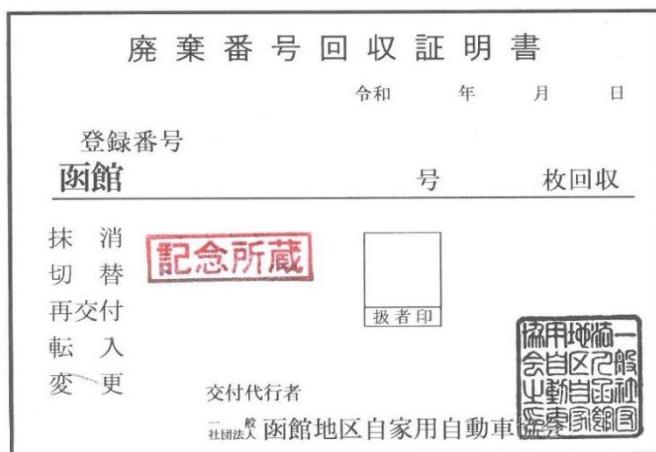
- 1 記念所蔵用ナンバープレート破壊手数料
— 登録番号1件（2枚まで）につき 550円
- 2 切断面保護用ホールキャップ — 1個 450円

協会窓口では、

- 1 記念所蔵をするナンバープレートと引き換えに廃棄番号回収証明書（記念所蔵の押印あり）を発行します。

※ 運輸支局での登録手続きの書類に添付してください。

- a 廃棄番号回収証明書（記念所蔵押印）



(裏へ続く)

2 記念所持用ナンバープレート破壊依頼書に必要事項を記入し、代金を添えて申し込みください。

b 記念所持用ナンバープレート破壊依頼書・受領書

<p style="text-align: center;">記念所持用ナンバープレート破壊依頼書</p> <p>登録番号: _____</p> <p>申請の種類: _____</p> <p>プレートの枚数: _____ 枚</p> <p>注意事項 1. 所有者本人でない場合は所有者からの依頼であること。 2. 穴あけの位置は原則番号標の左上となります。 3. ナンバープレートの開口部のパリで、手を切る恐れがあります。十分にご注意ください。当協会では一切責任を負えません。 4. 破壊済みナンバープレートを取付けての走行は道路運送車両法第98条第3項において禁止されています。 5. 記念所持用に保管していたものが不要になった場合は、不燃物となります。お住まいの自治体の定める方法により廃棄して下さい。 6. 記載された個人情報は後日運輸支局等から破壊確認の照会があった場合のみ使用し、それ以外には使用いたしません。</p> <p>上記の注意事項を承諾の上、ナンバープレート記念所持用に破壊を依頼いたします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>依頼者名: _____ 電話番号: _____ 受領者名: _____</p> <p style="text-align: right;">協会保存用</p>	<p style="text-align: center;">記念所持用ナンバープレート受領書</p> <p>登録番号: _____</p> <p>枚数: _____ 枚</p> <p>下記の注意事項を承諾の上、破壊済ナンバープレートを受け取りました。</p> <p>注意事項 1. 所有者本人でない場合は所有者からの依頼であること。 2. 穴あけの位置は原則番号標の左上となります。 3. ナンバープレートの開口部のパリで、手を切る恐れがあります。十分にご注意ください。当協会では一切責任を負えません。 4. 破壊済みナンバープレートを取付けての走行は道路運送車両法第98条第3項において禁止されています。 5. 記念所持用に保管していたものが不要になった場合は、不燃物となります。お住まいの自治体の定める方法により廃棄して下さい。 6. 記載された個人情報は後日運輸支局等から破壊確認の照会があった場合のみ使用し、それ以外には使用いたしません。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">一般社団法人函館地区自家用自動車協会</p> <p style="text-align: right;">依頼者保管用</p>
--	---

3 申し込み受付後、おおよそ10分から30分程度で作業は完了いたします。ただし、ナンバープレートの状態によっては、1週間程度お持ちいただく場合があります。

4 ナンバープレートとともに渡しする受領書には、取扱の注意事項が記載されており、大切に保管してください。

[ご注意] ナンバープレートは、法令により不正使用が禁止されているため、記念所蔵されるナンバープレートを車両に取り付けて運行することはできません。